

議案第16号

羽生市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

羽生市一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第13条の3 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。</p> <p>(1) 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第13条の3 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>をこえる家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。</p> <p>(1) 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額（その額が<u>1,500円</u>に満たないときは<u>1,500円</u>とする。）</p> <p>(2) 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を</p>

<p>控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万7,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>）に<u>1万1,000円</u>を加算した額</p> <p>2 前項に規定するもののほか住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万6,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>）を<u>1万1,000円</u>に加算した額</p> <p>2 <u>その所有に係る住宅（市規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるものに対し、月額3,500円（当該住宅が当該職員その他市規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は4,500円）の住居手当を支給する。</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当の額の特例）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の羽生市一般職職員の給与に関する条例第13条の3第1項の規定による住居手当の支給を受け、かつ、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）のうち、当該住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）からこの条例による改正後の羽生市一般職職員の給与に関する条例第13条の3第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超える

こととなるものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、同項の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明